

14.12.25
263

十、本組合員ハ全組合員ノ五分ノニ以上ノ同意アルニアラサレハ脱退スルコトヲ得ス
十一、組合員ニシテ本組合ノ利益ニ反シ名譽ヲ汚損シタルモノハ組合員過半数ノ決議ニ依
リ除名セラル、コトアルヘシ

十二、本組合定款ニ規定ナキ事項ハ民法組合ノ規定ヲ適用スルモノトス

十三、本組合行務執行ニ関スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

十四、出資者及出資ノ種類左ノ如シ

(本項未タ決定シ居ラス)

傍柳茅ニ七二九號

大正十四年十二月廿三日

警視總監 太田 政弘

内務大臣 若槻禮次郎 殿

鐵道大臣 仙石 貢 殿

東京警備司令官 官 殿

社會局長官長岡隆一郎 殿

京都、大阪、神奈川、愛知、兵庫、千葉、

埼玉、山梨、群馬、福島、長野、青森、

北海道、静岡、和歌山、高知、愛媛、廣島、

山口、福岡各廳府縣長官 殿

東京地方裁判所 檢事正 殿